

クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。 ▶平成26年11月1日から義務化

| | A (クロロホルムほか9物質の 単一成分1%超) | | B (特別有機溶剤と 有機溶剤の合計 5%超) |
|--|-------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| | 特別有機溶剤と 有機溶剤の合計 5%以下 A1 | 特別有機溶剤と有 機溶剤の合計5% 超 A2 | |
| クロロホルムほか9物質の 特殊健康診断 | ○ (30年) | ○ (30年) | × |
| 過去に従事させたことのある労働者の クロロホルムほか9物質 (ジクロロメタン洗浄・払拭業務を除く) の特殊健康診断 | × | × | × |
| 過去にジクロロメタン洗浄・払拭業務に 従事させたことのある労働者の特化則に 定める特殊健康診断 | ○ (30年) | ○ (30年) | × |
| 有機則に定める特殊健康診断 | × | ○ (5年) | ○ (5年) |
| 緊急診断 | ○ | ○ | ○ |

() 内は健康診断の結果の保存期間

- ◆ クロロホルム等有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ、またはその業務への配置替えの際と、その後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆ 過去にジクロロメタン洗浄・払拭業務に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施。
- ◆ 健康診断の結果(個人票)を保存
- ◆ 健康診断の結果を労働者に通知
- ◆ 特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出
- ◆ 対象物が漏洩し、労働者が汚染された時は、医師による診察、処置を受けさせる

■ クロロホルムほか9物質の特殊健康診断項目 (ジクロロメタンを除く) (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超に適用)

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査
- ③ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状および自覚症状の既往歴の有無の調査
- ④ クロロホルムほか9物質による健康障害等の他覚症状または自覚症状の有無の調査
- ⑤ 尿中の蛋白の有無の検査
- ⑥ 次ページ別表※に掲げる項目

〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査
- ② 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査(尿中の蛋白の検査を除く)

〔※別表〕

| 有機溶剤名 | 健康診断項目 |
|--|--|
| クロロホルム、四塩化炭素、 1, 4-ジオキサン、1, 2- ジクロロエタン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン | 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、 血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、 及びガンマ-グルタミルトターランスペプチダーゼ（ γ -GTP） の検査（以下、「肝機能検査」という。） |
| スチレン | 尿中マンデル酸の量の検査 |
| テトラクロロエチレン、 トリクロロエチレン | 肝機能検査、尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査 |

■ジクロロメタンの特殊健康診断項目（ジクロロメタン1%超に適用）

- ① 業務の経歴の調査※
- ② 作業条件の簡易な調査※
- ③ ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ④ 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状または自覚症状の有無の検査（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る）
- ⑤ 血清総ビリルビン、GOT、GPT、 γ -GTP、アルカリホスファターゼの量の検査

〔二次健康診断項目〕

- ① 作業条件の調査※
- ② 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波等の画像検査、CA19-9等の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定または呼気中の一酸化炭素の量の検査※

※常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。

■有機則に定める特殊健康診断項目

（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が、重量の5%を超える場合に適用）

- ① 業務の経歴の調査
- ② 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状および他覚症状の既往歴の調査、有機則別表に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る）についての既往の検査結果並びに尿中の蛋白の有無の検査、有機則別表（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く）および貧血検査、肝機能検査、腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）、神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査
- ③ 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④ 尿中の蛋白の有無の検査

【医師が必要と認める場合】

- ① 作業条件の調査
- ② 貧血検査
- ③ 肝機能検査
- ④ 腎機能検査（尿中の蛋白の検査を除く）
- ⑤ 神経学的検査

【健康診断実施上の留意点】

- ◆「作業条件の簡易な調査」は、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の当該物質の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、この物質の蒸気などの発生源からの距離、呼吸用保護具の使用状況などについて、医師が主にこの労働者から聴取するものである。このうち、環境中のこの物質の濃度に関する情報の収集は、この労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者などからあらかじめ聴取する方法がある。
- ◆クロロホルムほか9物質の特殊健康診断項目（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超に適用）と有機則に定める特殊健康診断項目（特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合に適用）とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はない。
- ◆健康診断の結果の記録については、それぞれの規則に基づき作成し保存する。
- ◆健康診断の実施結果についてはそれぞれ特定化学物質健康診断結果報告書及び有機溶剤等健康診断結果報告書を作成し、所轄労働基準監督署に提出する。

特別管理物質としての措置

特化則第38条の3、38条の4、38条の8
(有機則第24条、25条準用)

1. 取扱い上の注意事項など下表の事項を、作業に従事する労働者が見やすい作業場などに掲示

▶平成26年11月1日から義務化

| 掲示(特化則第38条の3、特化則第38条の8(有機則第24条)) 区分表示(特化則第38条の8(有機則第25条)) | A | B |
|---|---|---|
| クロロホルムほか9物質についての掲示 ✓ 名称 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意事項 ✓ 使用すべき保護具 | ○ | - |
| 有機溶剤についての掲示 ✓ 人体に及ぼす影響 ✓ 取扱い上の注意 ✓ 中毒が発生した時の応急措置 | ○ | ○ |
| 有機溶剤等の区分表示(色分け等の方法) | ○ | ○ |

2. 作業の記録の保存(特化則第38条の4)(※19ページの作業記録例を参照)

▶平成26年11月1日から義務化

| | | |
|--|------|---|
| 常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存 ・労働者の氏名 ・従事した作業の概要と従事期間 ・クロロホルムほか9物質によって著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置 | | |
| | A | B |
| 記録と保存期間 | ○30年 | - |

その他の措置

特化則第25条、第38条の8、第53条(有機則第26条、27条準用)

▶平成26年11月1日から義務化

| | | A | B |
|---|---|---|---|
| ぼろ等の処理 (特化則第12条の2) | 対象物に汚染されたぼろ(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に収めておく | - | - |
| 設備の改造等の作業(特化則第22条、22条の2) | | - | - |
| 立入禁止措置(特化則第24条) | 関係者以外の立入禁止とその旨の表示 | - | - |
| 休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条) | | - | - |
| 喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2) | | - | - |
| 容器等 (特化則第25条) | 運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用(第1項) | ○ | ○ |
| | 容器等への表示と一定の場所での保管(第2項、第3項) | - | - |
| | 空容器を一定の場所で保管(第4項) | ○ | ○ |
| | 貯蔵場所の立入禁止と排気設備(第5項) | ○ | ○ |
| タンク内作業、事故の場合の退避 (特化則第38条の8(有機則第26条、27条準用)) | | ○ | ○ |
| 事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告 (特化則第53条) | | ○ | - |

有機則の準用の適用除外

特化則第27条第2項、36条第4項、36条の5、38条の8、第39条第5項、41条の2、42条第3項（有機則第2条、3条準用）

消費する有機溶剤などの量が少量で、許容消費量を超えない場合に、有機則準用の適用除外対象になるかどうかは下表のとおりです。

| 規制内容 | A | B |
|----------------------|------------------------|--------|
| 発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業 | 適用除外対象 | 適用除外対象 |
| 作業主任者 | 適用除外とならない | 適用除外対象 |
| 作業環境測定 | 有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象 | 適用除外対象 |
| 特殊健康診断 | 有機溶剤の健診の部分のみ 適用除外対象 | 適用除外対象 |

【適用除外の要件】

- ◆屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）
作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき
- ◆タンク等の内部
1日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき

| 消費する有機溶剤等の区分 | 有機溶剤等の許容消費量 |
|--------------|-----------------------|
| 第1種有機溶剤等 | $W = 1 / 15 \times A$ |
| 第2種有機溶剤等 | $W = 2 / 5 \times A$ |
| 第3種有機溶剤等 | $W = 3 / 2 \times A$ |

備考
 W = 有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム）
 A = 作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位：m³）
 ただし、気積が150m³を超える場合は、150m³とする

- ◆消費する有機溶剤等の量には特別有機溶剤（クロロホルムほか9物質を含む）の量が含まれる
- ◆作業環境測定、特殊健康診断については、所轄の労働基準監督署長の適用除外認定が必要。署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要
- ◆改正前に有機則第2条、第3条による適用除外を受けていたもののうち、Aに該当するものについては、作業主任者の選任、一部の作業環境測定及び特殊健康診断の実施が必要（作業主任者と作業環境測定については経過措置あり）

文書の交付等（SDSの裾切り値の変更）

（安衛法第57条の2、安衛則第34条の2、34条の2の4及び別表）

メチルイソブチルケトンを容器・包装に入れて譲渡、提供する場合に交付しなければならない安全データシート（SDS）の裾切り値を、これまでの重量の1%以上含有する製剤その他の物から、重量の0.1%以上含有する製剤その他の物に引き下げます。
 <平成26年11月1日より適用>

通知事項

- ①名称、②成分及びその含有量、③物理的および化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性または有害性の要約、⑨安定性および反応性、⑩適用される法令、⑪その他

※ 主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

作業記録の例

例1 事業場ごとに月別で作成したもの

作業記録（月別）

〇〇工業株式会社〇〇工場 平成 年 月 分

| 労働者の氏名 | 従事した作業の概要 | 当該作業に従事した期間 | 特別管理物質により著しく汚染される事態の有無 | 著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要 |
|--------|---|-------------|------------------------|--|
| 〇〇 〇〇 | 作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク | 〇月〇日～〇月〇日 | 有り 〇月〇日 午前〇時〇分頃 | 洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診 |
| ●● ●● | 作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：1日当たり〇リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量〇m ³ /分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク | 〇月〇日～〇月〇日 | 無し | |

例2 事業場ごとに作業員別で作成したもの

作業記録（作業員別）

〇〇工業株式会社〇〇工場 労働者の氏名 〇〇 〇〇
平成 年 月 日～平成 年 月 日分

| 作業年月日 | 従事した作業の概要 | 特別管理物質により著しく汚染される事態の有無 | 著しく汚染される事態がある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要 |
|-------|---|------------------------|--|
| 〇月〇日 | 作業内容：金属部品の自動洗浄作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃（洗浄槽内40℃） 洗浄剤の消費量：1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分：ジクロロメタン100%含有 換気状況：密閉設備 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク | 有り 〇月●日 午前〇時〇分頃 | 洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診 |
| 〇月〇日 | 同上 | 無し | — |
| 〇月〇日 | 同上 | 無し | — |
| 〇月〇日 | 作業内容：金属部品の手吹塗装作業 作業時間：1日当たり〇時間 取扱温度：25℃ 塗料の消費量：1日当たり〇リットル 塗料の成分：メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況：局所排気装置（排気量〇m ³ /分） 保護具：ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク | 無し | — |

有機則第24条第1項の規定に基づく掲示（昭和47年告示第123号の一部改正）

▶平成27年1月1日から適用

有機溶剤業務を行う屋内作業場の注意事項の掲示について内容が一部変わります。

| 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容 | |
|--|---|
| 改正前 | 改正後 |
| 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 | 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 |
| 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。 | 中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、できるだけ気道を確認した状態 で身体の保温に努めること。 |
| 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。 | 中毒にかかった者が意識を失っている場合は 消防機関への通報を行うこと 。 |
| 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行うこと。 | 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合 や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと 。 |

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>

条文の参照は、電子政府の総合窓口（e-GOV）法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）

（平成26年9月作成）